

## 仕 様 書

### 1 概 要

- (1) 件 名 米子市立小学校及び中学校で使用する電気の供給
- (2) 供給場所 鳥取県米子市陽田町74番地2 明道小学校ほか(別紙1のとおり)
- (3) 業種及び用途 学校教育(小学校及び中学校)

### 2 供給期間

平成26年4月1日午前0時から平成27年3月31日午後12時まで

なお、本件業務に係る契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本件業務に係る予算が減額され、又は削除された場合は、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

### 3 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給式電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 6,000ボルト
- ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000ボルト
- エ 標準周波数 60ヘルツ
- オ 供給方式 1回線方式
- カ 非常用自家発電設備 無し
- キ 蓄熱式負荷設備の有無 別紙1のとおり
- ク 太陽光発電設備の有無 別紙1のとおり
- ケ その他 別紙1のとおり

#### (2) 契約電力等

- ア 予定契約電力 2,169キロワット(別紙2のとおり)
- イ 予定使用電力量 3,232,000キロワット時(別紙2のとおり)
- ウ 予定力率 100パーセント
- エ 予定蓄熱電力量 別紙2のとおり

#### (3) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有り
- イ 電力会社の検針方法 自動検針
- ウ 計量器の構成 電力需給用複合計器(通信機能付き)

#### (4) 需給地点

供給場所における米子市が施設した受電設備の終端接続部接続端子と中国電力株式会社の施設した終端接続部接続端子との接続点

#### (5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

#### (6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

#### 4 供給条件

##### (1) 電気の安定供給

3の(1)及び(2)に示す電気を供給期間において安定的及び継続的に供給すること。

なお、特定規模電気事業者は、安定供給を行うために一般電気事業者と電気が不足した場合における電気の供給に関する取決め等を行い、米子市の承認を得ること。

##### (2) 障害等発生時の対応

障害等が発生した場合に迅速に対応することができる態勢を構築すること。

なお、特定規模電気事業者は、障害時の電力供給を行うために一般電気事業者と障害等が発生した場合における電気の供給に関する取決め等を行い、米子市の承認を得ること。

##### (3) 託送供給約款等の遵守

特定規模電気事業者は、一般電気事業者の託送供給約款の内容を遵守すること。なお、当該託送供給約款に基づき需要設備に機器等の付加が必要であるときは、受注者の負担で行うこと。

##### (4) その他

供給電力に係る二酸化炭素排出係数については、契約期間満了時までには供給場所の存する地域の一般電気事業者に係る数値以下となるよう努めること。

その他、定めのない供給条件等については、受注者が定める契約要綱等によるものとする。

#### 5 契約電力の変更

契約電力を変更する必要があるときは、協議の上、変更することができる。

#### 6 使用電力量の増減

実際の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

#### 7 割引制度

受注者固有の割引制度を適用することができる場合は、必ず適用すること。

#### 8 料金単価の変更

基本料金の単価及び電力量料金の単価を変更するときは、双方協議の上、決定することができる。

#### 9 供給期間中における電気料金の算出方法（1か月当たり）

支払金額＝基本料金＋電力量料金－受注者固有の割引額＋再エネ賦課金等

（消費税及び地方消費税相当額を含む。支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）

基本料金＝契約電力×基本料金の単価×力率割引

電力量料金＝当該月の使用電力量×（当該月の電力量料金の単価±燃料費調整単価）

受注者固有の割引額＝受注者の定める計算方式

再エネ賦課金等※＝再生可能エネルギー発電促進賦課金＋太陽光発電促進付加金

※供給場所の存する地域を所轄する一般電気事業者が定める条件による。

## 10 その他

- (1) 力率の変動その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、供給場所の存する地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。なお、入札価格の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (2) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 現時点で自動検針装置は備わっておらず、供給期間の開始前に通信機能付き電力需給用複合計器の設置が必要となる。この場合、設置工期は2ヶ月程度必要となる。(供給場所の存する地域を管轄する一般電気事業者との事前協議済み。)

## 11 添付書類

- (1) 供給場所一覧表(別紙1)
- (2) 供給期間における各月の使用予定電力量等(別紙2)
- (3) 年度別実績値(別紙3)